

監査委員公表第 1 号

財政的援助団体の監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政的援助団体の監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年 9 月 13 日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査実施日と場所

期 日 令和元年 6 月 19 日 (水)

場 所 二宮町商工会 3 階会議室

【予備監査日】令和元年 6 月 17 日 (月)

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 前田 憲一郎

3. 監査対象とした財政的援助団体名

二宮町商工会

4. 監査の範囲

二宮町が交付した平成 30 年度補助金に係る出納事務の執行状況及び事業効果について

5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料に基づき、担当課や補助団体への聞き取りを実施した。本監査では概要説明を受けた後、質疑応答を行い、監査を実施した。

なお、本監査は補助金が目的に沿って有効・適正に使われているか、どのような費用対効果があったか、適正な法人運営が実施されているか等、事業成果及び今後の運営に対する課題等に主眼を置いて監査を実施した。

6. 監査概要

二宮町商工会は、二宮町の経済の活性化と地域商工業の振興に寄与することを目的として、昭和 35 年 12 月に設立された。

組織については、商工会の中に 102 名の総代で構成される総代会を置き、重要な意思決定を行うとともに、総代会で選出される 30 名の役職員により会を運営している。なお、平成 31 年 3 月 31 日現在の会員数は 524 名で、事業者の高齢化による廃業等により、会員は年々減少傾向にあり、現状の組織率は約 59.3%である。

商工会が行う主な事業としては、事業所向けの巡回訪問相談や確定申告相談、年末調整相談等を行う経営相談事業、各種講習会の実施、専門家派遣等を行う経営支援事業の他、青年部や女性部の活動事業、地域連携を図る地域総合振興事業、二宮ブランドの認定及び販路開拓を行う二宮ブランド推進事業等を実施している。

また、商工会ホームページを活用した二宮町内で生産される商品 PR の実施に加え、二宮ブランドやオリーブを使った製品に関するアンケートを実施する等、積極的な広報活動にも尽力している。

今回、監査で対象とする町の補助対象事業については、会員事業所の経営改善を目的とした経営改善普及事業、商工業者の後継者育成と異業種間連携を図る青年部育成事業、商工業者を支える女性の異業種間連携を図る女性部育成事業、地域活性化を図る一環としての夜桜ライトアップ事業等となっている。

7. 監査結果

- (1) 二宮町商工会の補助金に係る出納その他の事務は、二宮町補助金交付規則に基づき適正に処理されており、補助金の使途も適正であると認められた。
- (2) 内部統制の仕組みを構築し、法令、定款、規程等に基づいた商工会の運営を、適切に実施している。事業評価については、外部評価委員を含めた評価を実施し、評価委員から出た意見を次年度の運営に活かす仕組みが確立されるなど、内部統制制度の整備と適正な運用が図られている。

8. 要望及び意見

- (1) 町民向けに商工会が行っている様々な取組みを PR し、町民との距離を近づける機会を増やすとともに、町との連携、調整を密に図り、今後は、補助金に対する事業実施効果も含めた報告を検討されたい。
- (2) 商工会青年部において実施する子ども職業体験など、町内小中学校の児童生徒に対する取組みに尽力されているが、町内全小中学校がコミュニティ・スクールの導入をされた現状を踏まえ、今後とも、地域や学校と連携する取組みを拡充されたい。
- (3) 平成 30 年度には首都圏バイヤー商談会を新たに実施し、大手バイヤーを招聘し、事業所の出展による商談会を実施するなど、町の商工業 PR と取引先の拡大に向けた、伴走型の小規模事業者支援推進事業に積極的に取り組んでいることについて評価する。

- (4) 町が行う中小企業金融対策預託金融資の取組みについては、事業者、金融機関だけでなく、商工会と町が緊密な連携を図り、融資枠の積極的な活用を促す等、町のさらなる商工業発展につなげるよう、期待する。
- (5) 創業塾については、町と協働し、創業のサポート体制の充実強化を図り、新規創業者の増加により町の商工業振興に寄与するよう、引き続き事業を進められたい。

以上